

介護保険負担限度額認定証 の申請に必要なもの

- 1 介護保険負担限度額認定申請書(市各庁舎窓口又は市HPよりダウンロードで両面印刷)
- 2 本人と配偶者のマイナンバーが確認できるもの(原則マイナンバーの記入が必要ですが、記入がなくても受付は可能)
- 3 窓口にくる方の身元確認ができるもの
 - (1) 1点でよいもの：マイナンバーカード・運転免許証・身体障害者手帳等の写真付のもの
 - (2) 2点必要なもの(上記の提示が困難な場合)：介護被保険者証又は負担割合証、健康保険者証等
- 4 利用者本人の介護保険証又は健康保険証、もしくは委任状
- 5 本人または夫婦の保有する全ての預貯金等が確認できるもの
 - (1) 預金通帳の写し(通帳等があれば、窓口で必要な部分をコピーします。)・名義等記載の見開き部分
・最終記帳日(申請日から2か月以内)を含めた過去2か月の残高が確認できる部分
 - (2) 有価証券や投資信託の残高の写し、現金、負債の借用証明書の写し等



※生活保護の受給者、境界層や課税特例措置に該当する方、配偶者が市外にお住まいの方は窓口まで。

★ 令和5年度の申請は6月15日(木)から受付となります。8月までに申請をされ減額認定がされた場合は、8月1日から減額対象となります。

★ 通帳を紛失されている場合等は、市から銀行等に照会をかけることもあります。

★ 修正申告等により課税世帯になった場合は、8月に遡って決定が取り消され、すでに給付を受けた額は返還していただきます。

★虚偽の申告により不正に給付を受けたことがわかった場合は、支給された額と最大2倍の加算金を返還していただく場合があります。

★預貯金等が判定基準に見合った場合は、年度途中でも申請できます。

●問い合わせ先

〒891-0497 鹿児島県指宿市十町2424番地

指宿市役所 国保介護課介護保険係

山川庁舎 市民福祉課健康福祉係

開聞庁舎 市民福祉課健康福祉係

0993-22-2111(内線253・254)

0993-34-1114

0993-32-3111(内線123)

